

新	旧
<p><u>特定調達契約等</u>に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について</p> <p>このことについて、<u>特定調達契約等</u>に関する苦情の処理手続（平成8年北海道告示第1337号）第8の規定による公表方法を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 公表の時期等</p> <p>苦情の受付及び処理の状況については、毎年4半期ごとに取りまとめ、北海道公報、掲示その他の方法により公表するものとする。ただし、苦情の申立てがない場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 公表する事項</p> <p><u>北海道特定調達契約等苦情検討委員会</u>に対して申し立てられた苦情について、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 苦情の受付番号</p> <p>(2) 苦情申立日</p> <p>(3) 苦情申立人（匿名も可）</p> <p>(4) 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名</p> <p>(5) 苦情の概要</p> <p>(6) 苦情処理状況の概要</p> <p>(7) その他必要な事項</p>	<p><u>特定調達契約</u>に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について</p> <p>このことについて、<u>特定調達契約</u>に関する苦情の処理手続（平成8年北海道告示第1337号）第8の規定による公表方法を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 公表の時期等</p> <p>苦情の受付及び処理の状況については、毎年4半期ごとに取りまとめ、北海道公報、掲示その他の方法により公表するものとする。ただし、苦情の申立てがない場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 公表する事項</p> <p><u>北海道特定調達契約苦情検討委員会</u>に対して申し立てられた苦情について、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 苦情の受付番号</p> <p>(2) 苦情申立日</p> <p>(3) 苦情申立人（匿名も可）</p> <p>(4) 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名</p> <p>(5) 苦情の概要</p> <p>(6) 苦情処理状況の概要</p> <p>(7) その他必要な事項</p>